

平成23年度鳥取県障害程度区分認定調査員研修（現任研修） 募集案内

障害福祉サービスの利用希望者が市町村に申請をした場合、市町村は国が定める調査項目に基づき障害程度区分の認定調査をすることとされています。

当該調査を担当する職員（認定調査員）に対し、都道府県が研修を行うこととされていることから、判断基準の平準化と判定技術の向上を図るため、養成研修修了者で現に障害程度区分認定調査業務に従事している方を対象として、現任研修を開催します。

この研修は、鳥取県が実施主体で、社会福祉法人鳥取県厚生事業団が同県から委託を受けて実施するものです。

- 1 募集定員 30名
- 2 日時
平成24年2月27日（月） 13時00分～17時30分
- 3 会場
中部総合事務所 2階 第201・202会議室（倉吉市東巖城町2）
- 4 研修日程

時 間	研修内容	講師
13時から 14時まで	・障害程度区分の認定調査に関する最新情報 ・認定調査に係る留意点説明	県障がい福祉課
		国指導者研修修了者等
14時10分から 17時30分まで	演習（事例検討）	障害者生活支援センターすてっぷ 光岡講師 支援センターのぞみ 安達講師 障害者生活支援センターまちくら 西古講師 障害者支援センターさかいみなと 平林講師

※演習では、受講生の方にロールプレイをお願いする事があります。

- 5 研修対象者
以下のうち、障害程度区分認定調査員養成研修修了者で現に障害程度区分認定調査業務に従事しておられる方
 - (1) 市町村職員
 - (2) 指定相談支援事業者のうち当該市町村から相談支援事業の委託を受けている者
 - (3) 障害者支援施設（※ 新規認定に係る調査の実施はできません。）
- 6 使用テキスト
「障害者自立支援法障害程度区分認定ハンドブック 三訂版」（出版:中央法規出版）を使用しますので、当日必ずご持参ください。（当日のテキスト販売はありません。）
- 7 申込方法・期限
郵送もしくはファクシミリ 平成24年2月14日（火）17:00必着
※ 受講につきましては、決定次第、速やかに郵送にて通知します。
- 8 受講料 500円（当日、徴収します）
- 9 申込先及びお問い合わせ先
〒689-0201
鳥取市伏野2259-43
社会福祉法人鳥取県厚生事業団（担当：奥田・嶋崎）
電 話：（0857）59-6033
ファクシミリ：（0857）59-6055
E-mail： t-kosei22 @ infosakyu.ne.jp